

東日本大震災への税制上の対応について（詳細版）

平成 23 年 10 月 11 日
総 務 省

東日本大震災に係る地方税における税制上の緊急対応として2度にわたり措置を講じているところですが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を講ずることとします。

1. 個人住民税

(1) 住宅借入金等特別税額控除に係る特例

- ① その有していた居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者が、東日本大震災に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用を受けた場合において、当該年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額（平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの居住年に係るものに限ります。）から当該年分の所得税額（所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とします。）を控除した残額があるときは、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額（最高 9.75 万円）を限度とします。）を減額します。
- ② その有していた居住用家屋が東日本大震災により滅失等をして居住の用に供することができなくなった者（その滅失等をした住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受けていた者であって、平成 11 年から平成 18 年までに入居したものに限ります。）が、東日本大震災に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用を受けた場合において、当該年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額（平成 11 年から平成 18 年までの居住年に係るもの又は東日本大震災に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用を受けたものに限ります。）と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とします。）のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額（所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所

得税額とします。)を控除した残額があるときは、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額を限度とします。)を減額します。

③ ①と②とは、選択適用とします。

(2) 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円特別控除等

① 復興特別区域制度(仮称)における復興整備計画(仮称)が公表され、都市計画が決定等されたとみなされる場合及び都市計画事業の認可等を受けたものとみなされる場合において、復興特別区域(仮称)において施行される地方公共団体等による都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします(法人住民税及び法人事業税についても同様とします)。

② 復興特別区域(仮称)において施行される地方公共団体による市街化調整区域内の土地区画整理事業及び住宅地区改良事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします(法人住民税及び法人事業税についても同様とします)。

(3) 津波防災地域づくりに関する法律(仮称)の制定に伴う措置

① 新たに都市計画法上の都市計画事業に位置付けられる一団地の津波防災拠点市街地形成施設(仮称)の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします(法人住民税及び法人事業税についても同様とします)。

② 新たに土地収用法上の収用適格事業に位置付けられる津波防護施設(仮称)の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします(法人住民税及び法人事業税についても同様とします)。

(4) 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、災害に関連して支出する原状回復費用等のうち、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出に追加することとします(法人住民税及び法人事業税についても同様とします)。

(5) 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

① 被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人の有する土地等の一部について換地を定めずに施行地区内の住宅を取得した場合又は個人の有する土地等の全部について換地を定めずに施行地区外の住宅及びその敷地を取得した場合には、一定の要件の下、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを適用することとします。

② 個人の有する土地等が次に掲げる場合に該当することとなった場合には、5,000万円特別控除等を適用することとします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします）。

イ 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域内において施行する減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内にある土地等について、公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合

ロ 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある土地等について、当該事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合

③ 個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、国税の改正法の施行日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合には、2,000万円特別控除を適用することとします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします）。

④ 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500万円特別控除を適用することとします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします）。

イ 被災市街地復興特別措置法の買取りの申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合

ロ 被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に相当する土地等の部分の譲渡があった場合

⑤ 個人の有する長期所有の土地等で次に掲げる事業に係るものが、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合には、軽

減税率（2,000万円以下の部分について4％）を適用することとします（法人住民税については、法人税の5％の追加課税の適用除外とします。）。

イ 特定被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地
区画整理事業

ロ 特定住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事
業

（6）被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

次の税負担軽減措置について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行：3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する特例措置を講ずることとします。

- ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率（6,000万円以下の部分について4％）の特例
- ・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

（7）買換え特例の買換え資産に係る取得期間等の延長の特例

次の税負担軽減措置について、東日本大震災のため、その代替資産及び買換え資産を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件の下、その代替資産及び買換え資産の取得期間等をさらに2年の範囲内で延長する特例措置を講ずることとします。

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率（2,000万円以下の部分について4％）の特例
- ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- ・ 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- ・ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

（8）所得税において、「復興特別区域」における地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除が講じられることに伴

い、所要の措置を講じます。

2. 個人事業税

事業用資産に損失が生じた場合において、災害に関連して支出する原状回復費用等のうち、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年内に支出されるものを被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出に追加することとします。

3. 法人住民税及び法人事業税

(1) 復興特別区域に係る税制上の措置

復興特別区域制度（仮称）の創設に伴い、次の措置を講じます。

① 新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域（仮称）内に新設され、平成28年3月31日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において無税となるよう講じられる法人税の次の措置について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

イ 上記指定法人が、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設します。

ロ 復興産業集積区域（仮称）内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設します。

② 法人税の特別控除

平成28年3月31日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、その指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域（仮称）内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の10%を法人税額の20%を限度として税額控除ができる措置を法人住民税に適用

します。

③ 事業用設備等の特別償却等

復興産業集積区域（仮称）内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成28年3月31日までの間に当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業を行うために設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。

④ 研究開発税制の特例等

イ 復興産業集積区域（仮称）内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成28年3月31日までの間に、認定復興推進計画（仮称）に記載された産業集積の形成等に資する事業のために開発研究用減価償却資産の取得等をした場合にできることとされる法人税の即時償却について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 中小企業者等が、試験研究を行った場合の法人税の特別控除の適用を受ける場合、上記イの対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費について特別試験研究費として取り扱う措置を法人住民税に適用します。

⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

認定地方公共団体が認定復興推進計画（仮称）で定める復興居住区域（仮称）内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成26年3月31日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅（東日本大震災の被災者に賃貸される一定の要件を満たす優良な賃貸住宅）を取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、賃貸の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。

(2) その他

被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加及び法人税における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

4. 固定資産税・都市計画税

- (1) 津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等

東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失若しくは損壊した区域又は津波による浸水、土砂の流入等により区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域（以下「津波により甚大な被害を受けた区域」といいます。）のうち、市町村長が指定し、公示（公示後、遅滞なく総務大臣に届け出るものとします。以下本項及び（2）において同じとします。）した区域内に所在する土地及び家屋（市町村長が、土地及び家屋の使用状況、土地及び家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧状況、土地及び家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供状況等を総合的に勘案し、固定資産税及び都市計画税を課税することが適当と認める土地及び家屋として指定し、公示した土地及び家屋を除きます。）について、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を免除する措置を講じます。

また、津波により甚大な被害を受けた区域として、市町村長が指定し、公示した区域内の土地及び家屋のうち、平成24年度における課税免除の対象外となる土地及び家屋であって、市町村長が、土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額の2分の1を減額することが適当と認める土地及び家屋として指定し、公示した土地及び家屋について、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、税額の2分の1を減額する措置を講じます。

- (2) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力災害に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成25年3月31日までに市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示等の対象となった区域（平成24年1月1日において当該指示等の対象となっている区域又は同日後、当該指示等の対象となった区域に限ります。）のうち、市町村長が、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、固定資産税及び都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域として指定し、公示した区域内に所在する土地及び家屋について、平成24年度分の固定資産税及び都市計画税を免除する措置を講じます。

- ① 警戒区域の設定を行うことの指示
- ② 住民に対して避難又は屋内退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
- ③ 住民に対して緊急時における避難の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

また、平成 23 年度において警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から課税免除の対象区域として市町村長が指定した区域のうち、平成 24 年度における課税免除の対象外となる区域であって、市町村長が、住民の退去又は避難の実施状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額の 2 分の 1 を減額することが適当と認める区域として指定し、公示した区域内の土地及び家屋について、平成 24 年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、税額の 2 分の 1 を減額する措置を講じます。

(3) 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置

(独)中小企業基盤整備機構が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行の日(平成 23 年 5 月 2 日)から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により東日本大震災による被害を受けた市町村からの要請に基づき被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮施設(当該市町村に対して無償で貸与し、取得後 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限り、)を取得した場合には、当該施設に対して課する固定資産税及び都市計画税について非課税とする措置を講じます。

(4) 被災した鉄道施設等に代わるものとして取得又は改良した一定の償却資産に対する特例

東日本大震災により滅失又は損壊した一定の鉄道施設又は車両(以下「鉄道施設等」といいます。)を所有する鉄道事業者が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、災害復旧事業費補助の支給を受けて、当該鉄道施設等に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得又は改良した場合には、固定資産税の課税標準を 10 年間価格の 3 分の 2 とする措置を講じます。

(5) 被災した特定地方交通線に係る鉄道施設に代わるものとして取得又は改良した家屋又は償却資産に対する特例

東日本大震災により滅失又は損壊した鉄道施設(平成 23 年度分の固定資産税について特定地方交通線特例(※)の適用を受けたものに限り、)

を所有する鉄道事業者が、平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、当該鉄道施設に代わるものと市町村長が認める家屋又は償却資産を取得又は改良した場合には、固定資産税の課税標準を価格の 4 分の 1 とする措置を講じます。

(※) 国鉄改革に際して無償で譲渡された一定の鉄道施設に対して講ずる特例措置

(6) 津波避難施設に係る特例

津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に基づく津波災害警戒区域（仮称）において、同法の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、同法に規定する管理協定の対象となった津波避難施設について、避難の用に供する部分並びに誘導設備及び自動解錠装置に係る固定資産税の課税標準を 5 年間価格の 2 分の 1 とする措置を講じます。

(7) 津波対策に資する港湾施設等に係る特例

津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に規定する推進計画に基づき、同法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、臨港地区において、護岸、防潮堤及び胸壁並びに津波避難用の構築物を取得又は改良した場合には、固定資産税の課税標準を 4 年間価格の 2 分の 1 とする措置を講じます。

5. 不動産取得税

(1) 被災農地に代わるものとして取得した農地に対する特例

東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農地（以下「被災農地」といいます。）の所有者等が、当該被災農地に代わるものと都道府県知事が認める農地を、平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じます。

(2) 警戒区域内農地に代わるものとして取得した農地に対する特例

警戒区域内農地の所有者等が、当該警戒区域内農地に代わるものと都道府県知事が認める農地を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示の解除日から起算して 3 月を経過する日までの間に取得した場合には、警戒区域内農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じます。

(3) 被災事業者用の仮設施設整備事業に係る非課税措置

(独) 中小企業基盤整備機構が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行の日（平成 23 年 5 月 2 日）から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により東日本大震災による被害を受けた市町村からの要請に基づき被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮設施設（当該市町村に対して無償で貸与し、取得後 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限ります。）を取得した場合には、当該施設に対して課する不動産取得税について非課税とする措置を講じます。

6. その他

(1) 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置

復興特別区域制度（仮称）の創設に伴い、認定地方公共団体が認定復興特別区域計画（仮称）において定める復興産業集積区域（仮称）内において、指定を受けた法人等に対して、地方税法第 6 条の規定に基づき、当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合には、地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じます。